

危険物安全週間実施要綱

統一標語

「危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る」

実施方針

国、滋賀県、長浜市、米原市、県防火保安協会連合会、長浜市・米原市防火保安協会、その他関係団体との緊密な連携のもと、危険物の保安の確保に関する広報等を行うとともに、地域の実情に応じ、危険物安全週間の趣旨にふさわしい内容の行事を実施するものとする。

実施の重点

- (1) 危険物施設における保安体制の整備促進
- (2) 危険物に関する知識の啓発普及等

消防本部等が実施する事項

- (1) 各事業所への実施要綱・推進ポスター等の配布
- (2) 危険物火災防ぎょ訓練、研修会等の実施
- (3) 危険物施設立入検査の実施
- (4) 実施要綱等のホームページ掲載、立看板等の設置



危険物安全週間推進ポスター

危険物関係事業所において実施していただきたい事項

- (1) 広報

立看板等を掲示していただくとともに、社内放送等で危険物安全週間の趣旨等を広報することによって、従業員等の危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を図ってください。

- (2) 社内研修会の実施

危険物の事故で多いのは、作業者の勘違い、うっかり、まさか、ぼんやり、慣れ、手抜きといった人的要因によるものです。予防規程の内容、ヒヤリとした事例、ハッとした事例などについて職場で話し合い事故を防いでください。

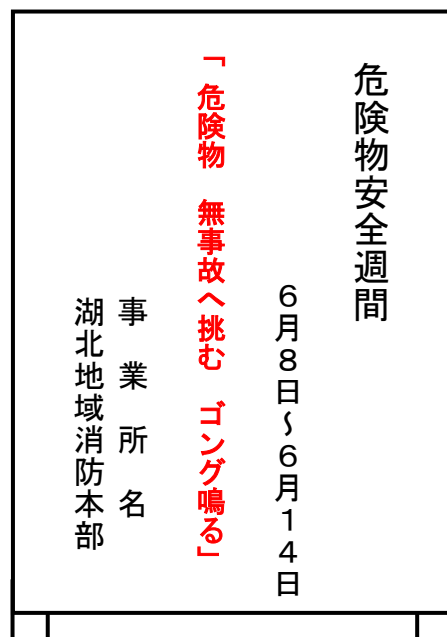
- (3) 自衛防災訓練の実施

災害が大きくなるかどうかは、初期の活動に大きく左右されます。そのため、実災害に十分対応できるよう災害想定を具体的に立て訓練を実施してください。

- (4) 危険物施設の自主点検

危険物施設の事故には、施設の老朽化や不備欠陥によって発生しているものも少なくありません。施設が適切に維持管理されているか、自主点検を実施してください。

立看板ひな型



※「」内の標語は朱書きとし、適宜見易い大きさにして下さい。